

放射能性物質関係

	項目	関連規制
放射能性物質関係	1.輸出加工品が以下のいずれかを50%以上含有する場合、	https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/sum_eu.pdf
	・福島県産のきのこ類・柿・一部の山菜類・一部の水産物	
	・山形県、山梨県、静岡県のきのこ類・コシアブラ	
	・茨城県、長野県のコシアブラ	
	・群馬県、宮城県のきのこ類、一部の山菜類	
	・上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目の使用割合が50%を超える食品	
	放射能物質検査証明を取得しているか。	
	2. 輸出加工品が以下のいずれかを50%以上含有する場合	
	・上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品	
	産地証明書を取得しているか。	